

先導的官民連携支援事業  
令和7年度  
度会町公共施設等官民連携手法  
導入調査業務

仕 様 書

令和7年7月

度 会 町

## 1. 業務名

先導的官民連携支援事業

令和7年度 度会町公共施設等官民連携手法導入調査業務

## 2. 目的

度会町（以下、「本町」という。）は、町内随一の観光拠点である「宮リバー度会パーク（以下、「当該施設」とする。）」を核に、清流日本一の宮川、豊かな森林、茶畑などの地域資源を活かした町内全域での周遊観光の実現を目指すため、エリア内に点在する施設ごとに事業性などについて検討を行い、施設連携やバンドリング等による包括的な事業を構築し、地域資源を活用した観光振興に取り組むための、官民連携手法の導入に向けた検討を行う。

## 3. 委託期間

契約締結の日から令和8年3月6日（金）まで

## 4. 履行場所

度会郡 度会町 地内

## 5. 委託額

プロポーザル応募者からの提案価格により決定するものとする。

## 6. 業務内容

### (1) 全体進捗管理支援

#### ① 前提条件の整理

対象エリアの観光客数、施設利用状況などを資料調査（第7次度会町総合計画や度会町公共施設等総合管理計画）や現地確認によって情報収集・整理する。

#### ② 事業範囲・対象の設定、事業モデルの検討

宮リバー度会パーク等の公共施設を中心に、周辺の森林空間を含めた事業範囲を設定し、官民連携による事業モデル形態を検討する。

#### ③ 地域内外への事業者サウンディング

当該施設の利活用について、地域内外の民間事業者（新規事業者を含む）へのヒアリングを通じ、官民連携における課題や民間事業者の参入意欲を把握する。

#### ④ 個別事業効果・全体事業効果の検討

施設単体・複数施設連携の両面で、対象施設の資産評価や財政効率化の効果、長期的な収支計画を検討する。

#### ⑤ リスク分担の整理・検討

行政・民間それぞれが負担すべきリスクの範囲を整理し、民間参入を促しやすい仕組みを検討する。

#### ⑥ 法的根拠の整理

公共施設の法的運用条件や条例の確認、PFI法など適用可能な制度について整理し、事業推進の障壁を特定する。

⑦全体事業スキーム整理、スケジュール整理

事業者サウンディングの結果と事業効果の検討を踏まえ、官民の役割分担、運営方式、資金調達手法を整理し、事業化に向けた具体的なステップ（公募準備、資金調達、運営事業者選定等）を検討する。

⑧国実施ヒアリング等への対応

当該事業の着手段階、中間段階①（着手段階から3か月後）、中間段階②（令和7年12月）、とりまとめ段階（令和8年1月下旬）に、国によって実施されるヒアリングの対応を行う。

⑨成果とりまとめ、報告書作成

報告書の作成を行う。また、完了実績を報告する資料を合わせて作成する。

7. 成果品

成果品については、以下のとおりとする。

- (1) 完了実績報告書・・・・・・・・・・・・・・・・紙媒体 1部
- (2) 業務報告書・・・・・・・・・・・・・・・・紙媒体 1部
- (3) 業務に係る打合せ等の記録を含む電子データ・・・CD-R 一式
- (4) その他監督員と協議し、必要になったもの・・・CD-R 一式

8. 留意事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたって本町と十分に連携しながら作業するとともに、関係する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の遂行にあたって中立的な立場を保ち、業務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等がないよう万全の注意を払わなければならない。
- (4) 本業務により作成した成果品及びその他の二次著作物の著作権等については、本町に帰属する。
- (5) 第三者が権利を持つ素材を利用する場合は、受託者が著作権者の承諾を得て行うものとし、本町が著作権を持つ素材の利用についても同様とする。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときには、受託者は、一切の責任を負うこと。
- (6) 受託者は、本業務の進捗状況について、随時、本町に報告すること。
- (7) 業務委託契約後、契約金額の範囲内において、本町と受託者が相互に協議のうえ、必要に応じて仕様書を変更する場合がある。
- (8) その他、本業務を円滑に進めるため、本仕様書に定めのない事項については、本町と受託者が相互に協議のうえ、決定する。